

2総防管第3722号  
令和3年2月26日

各区市町村長 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年2月26日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、3月1日以降の催物開催及び緊急事態宣言解除後の取扱いについて、当面4月末までの留意事項が国より通知されました。

その概要は、①イベントの開催制限、年度末に向けて行われる行事等の留意事項、②飲食店等に対する営業時間の短縮要請、及び業種別ガイドライン遵守の要請、③外出の自粛等について、緊急事態宣言期間中及び宣言解除後の取扱いが示されるとともに、④会食の場面等における感染防止対策の徹底が示されております。

都としては、国から示された催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、同様の取扱いといたします。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、実証調査等を通じて新たな知見が得られ、収束傾向が継続している場合等には要件のあり方を検討することがあるとされていることにご留意ください。

また、5月以降の取扱いについては、国の通知を踏まえ、別途通知いたします。